

令和 年 月 日

立会・試掘調査に伴う出土文化財の権利放棄について

京 都 市 長 様

(土地所有者)

住 所 : _____

氏名・名称 : _____

下記の所在地で立会・試掘調査に伴い出土した文化財について、文化財保護法
第4条の趣旨を理解し、全ての権利を放棄します。

記

所在地 : _____

出土文化財の権利放棄の協力をお願いについて

埋蔵文化財包蔵地から発掘等により出土した出土文化財は、わが国の歴史・文化等の正しい理解のため必要なものであり、国民共有の財産であります。また、国民の文化の向上発展の重要な要素をなすものであります。従いまして、京都市では公共のため大切に保管すると共に機会あるごとに公開展示をして文化財の活用に努めています。

この様な運用を円滑に進めたいと考えていますので趣旨をご理解下さいますようお願いいたします。

文化財保護法

(国民、所有者の心得)

- 第4条 一般国民は、政府および地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化財的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律に執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。